

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例をここに公布する。

平成20年2月12日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹敬久

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、秋田県後期高齢者医療広域連合が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 平成20年度における秋田県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額(法第99条第1項及び第2項に規定するものを除く。)のための財源に充てる場合

(2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。